

食品の自主回収及び苦情相談等について(令和7年(2025年)11月分)

(1)食品の自主回収について

熊本市保健所管内の「食品等の自主回収」の情報はありませんでした。

全国の詳細については厚生労働省のホームページ内の「[自主回収報告制度\(リコール\)に関する情報](#)」をご覧ください。

(2)食品等に関する苦情相談

熊本市保健所では、消費者等からの「食品等に関する苦情相談」を受けています。

令和7年(2025年)11月分の事例の中から紹介します。

	相談内容	対応等
1	パンケーキにカビが生えていた	<p>【相談内容】 飲食店のテイクアウトで購入したパンケーキにカビが生えていた。</p> <p>【状況確認】 パンケーキは冷凍品をレンジアップして販売。切電のため、パンケーキ保管用冷凍庫の電源を切ることがある。電源を切った際に庫内に食品が残存し、カビの発生につながった可能性がある。</p> <p>【対応】 冷凍庫の電源は切らない。</p>

HACCPで選ばれるお店へ!~HACCPで守る食の安全宣言~

熊本市では、HACCPに沿った衛生管理を積極的に実施している事業者に「食の安全宣言」をしていただき、その事業者にステッカーを交付しています。令和6年11月の事業開始以来、すでに130施設以上が安全宣言を行い、店頭にステッカーを掲示しています。

HACCPの取り組みにより、①消費者は安全・安心な食品を購入可能に、②事業者は製品や店舗の信頼性を向上することができます。「食の安全宣言」で消費者からの信頼を高めませんか?



安全宣言届出はコチラ↑

HACCPで守る食の安全宣言の3ステップ

1. HACCPに取り組む

- 衛生管理計画を作成し、計画に基づいて清掃や衛生的な食品の取扱いに取り組む



2. 食の安全宣言をする

- 提出フォームまたは届出書に記入して提出
- 添付書類:衛生管理計画書、1ヶ月分程度の記録
- 許可の更新等の調査時に保健所職員が確認できれば添付不要

3. ステッカーを店頭に貼る

- 安全・安心な衛生管理のアピールに



熊本市保健所食品保健課